（様式２）

計画作成年度	令和８年度
計画主体	焼津市

焼津市鳥獣被害防止計画

＜連絡先＞
担 当 部 署 名　焼津市経済部農政課
所　　在　　地　焼津市本町二丁目 16 番 32 号
電　話　番　号　054 - 626 - 2157
Ｆ　Ａ　Ｘ　番　号　054 - 626 - 2194
メールアドレス　nousei@city.yaizu.lg.jp

１．対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、アナグマ、ハクビシン
計画期間	令和９年度～令和 11 年度
対象地域	静岡県焼津市

２．鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

（１）被害の現状（令和７年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品　目	被害数値	
		被害面積	被害金額
イノシシ	果樹	10a	55 千円
	野菜	9a	70 千円
	イモ類	76a	385 千円
	工芸作物	9a	140 千円
	タケノコ	22a	365 千円
	合計	126a	1015 千円
ハクビシン	果樹	4a	8 千円
	合計	4a	8 千円
合計	果樹	14a	63 千円
	野菜	9a	70 千円
	イモ類	76a	385 千円
	工芸作物	9a	140 千円
	タケノコ	22a	365 千円
	合計	130a	1023 千円

（２）被害の傾向

荒廃農地や放任果樹などイノシシ等の野生鳥獣が生息しやすい環境が依然として多い状況にあり、集落内への侵入も増加している。また、山から少し離れた場所での目撃情報が寄せられ始めるなど、行動範囲が広がっている可能性も考えられ、周辺住民等への人的被害の発生が懸念される。

被害としては 12 月頃から 3 月にかけ、柑橘、イモ類が多く、イノシシによるミカン畑の枝折れ、その後の被害箇所の枯死。石垣や水路の損壊、畑やタケノコの掘り起こし、掘り起しの影響により土砂が畑へ流れ込んでくるなどの農作物以外の被害も深刻である。

なお、ハクビシンによる果樹等の食害も報告されており、今後、さらなる被害の拡大も懸念される。

ニホンジカ、アナグマについても、目撃情報が増加しており、現時点で被害報告はないが、山林が連なっている近隣市において被害が発生しており、ニホンジカによる食害が心配されるとの声もあるため、対策が必要である。

（3）被害の軽減目標

指標	現状値（令和 7 年度）			目標値（令和 11 年度）		
	被害品目	被害面積	被害金額	被害品目	被害面積	被害金額
イノシシ	果樹	10a	55 千円	果樹	9a	51 千円
	野菜	9a	70 千円	野菜	8a	64 千円
	イモ類	76a	385 千円	イモ類	72a	356 千円
	工芸作物	9a	140 千円	工芸作物	8a	129 千円
	タケノコ	22a	365 千円	タケノコ	19a	337 千円
	合計	126a	1015 千円	合計	116a	930 千円
ハクビシン	果樹	4a	8 千円	果樹	3a	7 千円
	合計	4a	8 千円	合計	3a	7 千円
ニホンジカ	合計	0a	0 千円	合計	0a	0 千円
アナグマ	合計	0a	0 千円	合計	0a	0 千円
合計	果樹	14a	63 千円	果樹	12a	58 千円
	野菜	9a	70 千円	野菜	8a	64 千円
	イモ類	76a	385 千円	イモ類	72a	356 千円
	工芸作物	9a	140 千円	工芸作物	8a	129 千円
	タケノコ	22a	365 千円	タケノコ	19a	337 千円
	合計	130a	1023 千円	合計	119a	944 千円

（4）従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	・捕獲奨励金制度や国の緊急捕獲活動支援事業により、捕獲者への経費の支援を行い※1、被害防止目的の捕獲を実施 ・市の予算において、捕獲資材（箱わな等）を購入し、捕獲者等への貸し出しにより、捕獲を支援。 ・捕獲の担い手を継続的に確保するため、わな猟免許取得者への助成※2	・捕獲者の高齢化や減少により担い手が不足している。
防護柵の設置等に関する取組	・生産者の行う電気柵やフェンス等の防護柵に対し、資材費を助成※3 ・鳥獣被害相談の際に、市職員による現地確認を行い、荒廃農地や藪等の刈り	・生産者毎に鳥獣被害対策に対する意識の差がある。 ・耕作者の高齢化や兼業農家の増加により、鳥獣対策への投資意欲や農作物生産

	払い、防護柵設置など鳥獣被害対策の必要性や防除方法の啓発。	意欲の低下により、荒廃農地や放任果樹が増加している。
生息環境管理その他の取組	・市の公式ホームページや公式 LINE、地域の組回覧を利用した、有害鳥獣の潜みやすい環境を減らす呼びかけ。	・呼びかけを行っているものの、依然荒廃農地や空き家等の管理が行き届いていない。

※１：焼津市有害鳥獣捕獲奨励金交付要綱
※２：焼津市わな猟免許取得補助金交付要綱
※３：焼津市有害鳥獣被害防除事業補助金交付要綱

（５）今後の取組方針

鳥獣による農林業に係る被害を地域の問題として、焼津市鳥獣被害防止対策協議会を中心に地域ぐるみで問題解決に取り組む。

鳥獣を寄せ付けない集落づくりを重点に、次の取組により被害軽減目標の達成を目指す。

○焼津市鳥獣被害防止対策協議会での連携
・生産者、ＪＡ、捕獲者、地域住民、農業委員会等と被害情報の情報共有
・関係者が連携して一体となった対策の実施
○被害状況の把握
・生産者団体等と連携した生産者への鳥獣被害アンケート調査の実施、及び被害防止対策への活用
○鳥獣の習性について理解を深める
・住民参加の現地研修会や講演会の開催
・生産者や住民に対しリーフレットなどの配布
○被害防止目的の捕獲の実施
・捕獲奨励金制度や国の緊急捕獲活動支援による被害防止目的の捕獲の推進
・捕獲者と連携した捕獲を行うとともに、担い手の確保に取り組む
○地域の取り組みを支援
・地域懇談会の開催など、地域を主体とした対策への合意形成
・地域住民が主体となった鳥獣を寄せ付けない集落づくりの推進
・生産者の狩猟免許取得の支援
○荒廃農地等、鳥獣が好む環境の減少を図る。
・荒廃農地や放任果樹等の伐採の指導や啓発
・隠れ場所となる藪や落下果実等の除去の指導
○効果的な電気、防護柵等の設置
・電気柵及び防護柵等の設置推進
・効果的で正しい電気柵及び防護柵等設置の指導
・電気柵の設置は、警告看板などの安全対策を十分行うとともに適正な電圧での使用を指導、啓発する。

３．対象鳥獣の捕獲等に関する事項

（１）対象鳥獣の捕獲体制

・被害軽減に向けて、地域住民などからなる鳥獣被害対策実施隊を設置し、わなの見回り補助を兼ねたパトロールによって、各地区の被害情報を収集し、捕獲者とともにわなの設置場所を検討するなど効率的な捕獲を実施する。 ・鳥獣被害対策実施隊のうち、捕獲作業を兼任している者については、対象鳥獣捕獲員として任命を行う。 ・農家等の生産者によるわな猟免許の取得を推進し、被害者自らが捕獲を実施できる体制を整える。

（２）その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和 ９年度 ～ 令和 11 年度	イノシシ ニホンジカ アナグマ ハクビシン	・被害発生地域の住民へ鳥獣被害防止対策の啓発を行い、被害発見時には、市担当課等へ速やかに通報する等の体制構築を目指す。 ・生産者等が自らわな猟免許を取得し、捕獲が実施できる体制作りを推進する。 ・焼津市被害防止計画の達成に向けて、捕獲奨励金制度や国の緊急捕獲活動支援事業による、捕獲者への支援を実施する。 ・狩猟免許試験等について、広報や情報提供を行い担い手の育成、確保を支援する。 ・市単独で実施しているわな猟免許取得補助金に、市長が実施する被害防止目的の捕獲事業への協力及び活動への参加を要件として加えることで、市内で捕獲に取り組む担い手の増加を推進する。

（３）対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
イノシシ	近年の捕獲実績（狩猟での捕獲は含まない）は、令和６年度 37 頭、令和７年度 51 頭と、豚熱以前の捕獲頭数まではいかないものの、令和６年度から令和７年度の増加数を踏まえると、既に豚熱の影響は終息したのではないのかと考えられる。 増加傾向及び近年の捕獲数踏まえ令和９年度以降の捕獲計画数を 70 頭とする。なお、ライフル銃による捕獲等を実施しない。
ニホンジカ	農家や地元住民からの目撃情報が寄せられており、親子での群れも発見されていることから、今後個体数の増加や被害の拡大が考えらえる。また山林が連なっている近隣市での被害も発生している状況であるため、令和９年度以降の捕獲計画数を５頭とする。なお、

	ライフル銃による捕獲等を実施しない。
アナグマ	農家や地元住民からの目撃情報が寄せられており、今後個体数の増加や被害の拡大が考えられる。また、山林が連なっている近隣市での被害も発生している状況であるため、令和９年度以降の捕獲計画数を 10 頭とする。なお、ライフル銃による捕獲等を実施しない。
ハクビシン	果樹やトウモロコシ等の食害が発生しており、今後個体数の増加や被害の拡大が考えられる。近隣市での被害も発生している状況であるため、令和９年度以降の捕獲計画数を 10 頭とする。なお、ライフル銃による捕獲等を実施しない。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
イノシシ	70 頭	70 頭	70 頭
ニホンジカ	５頭	５頭	５頭
アナグマ	10 頭	10 頭	10 頭
ハクビシン	10 頭	10 頭	10 頭

捕獲等の取組内容
○イノシシ、ニホンジカ、アナグマ、ハクビシン わなによる被害防止目的の捕獲 ・被害のある中山間地域を中心に安全を最優先に実施する。 ・捕獲は被害発生時期での実施を基本とする。 ・緊急的な捕獲が必要な場合、その都度被害防止目的の捕獲を実施する。 ・事故防止の観点から、銃器の使用は止めさしに限ることとする。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

（４）許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
焼津市内	イノシシ、ニホンジカ、アナグマ、ハクビシンについては、静岡県事務処理の特例に関する条例第２条により県知事から市長へ被害防止目的の捕獲許可権限が委譲済み。

４．防護柵の設置等に関する事項

（１）侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
イノシシ ニホンジカ アナグマ ハクビシン	・加害鳥獣の分布、被害実態及び重点被害防止地域を把握し、必要な整備を検討する。 ・市単独補助事業により電気柵や防護フェンス、ネット等の取り組みを支援。	・加害鳥獣の分布被害実態及び重点被害防止地域を把握し、必要な整備を検討する。 ・市単独補助事業により電気柵や防護フェンス、ネット等の取り組みを支援。	・加害鳥獣の分布、被害実態及び重点被害防止地域を把握し、必要な整備を検討する。 ・市単独補助事業により電気柵や防護フェンス、ネット等の取り組みを支援。

（２）侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	年度	年度	年度

５．生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和９年度 ～ 令和 11 年度	イノシシ ニホンジカ アナグマ ハクビシン	・侵入防止の検討、研究。 ・電気柵等の効果的な設置方法の広報及び農家への周知。 ・荒廃農地の解消方法の検討。 ・放任果樹や食物残さの撤去等、生産者や住民を対象とした、鳥獣被害防止に関する技術情報の提供。

６．対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

（１）関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
焼津市	全体の総括・被害防止目的の捕獲許可
焼津警察署	市民からの通報に基づき、関係機関への連絡、交通規制や避難誘導などの安全確保
静岡県志太榛原農林事務所	有害鳥獣に関する助言・指導

地元狩猟者等	被害防止目的の捕獲の実施・助言・指導
鳥獣保護管理員	鳥獣保護に関する助言・指導

（2）緊急時の連絡体制

住民等からの目撃情報
↓
焼津市役所農政課
↓
・庁内関係各課（学校教育関連等）
・庁外①焼津警察署
②静岡県志太榛原農林事務所
③地元狩猟者等

7．捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣は速やかな埋設処分を基本とするが、自己責任において自家食用としての活用も可能とする。
また、新たな処分方法についても調査研究する。

8．捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

（1）捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	現状では、捕獲した鳥獣は捕獲者が自家消費、埋設処分している。
ペットフード	特になし
皮革	特になし
その他（油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等）	特になし

（2）処理加工施設の取組

（3）捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

9．被害防止施策の実施体制に関する事項

（1）協議会に関する事項

協議会の名称	焼津市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
焼津市	事務局及び協議会に関する全般的な管理・調整
焼津市農業委員会	鳥獣被害関連情報の提供及び生産者への指導
大井川農業協同組合	鳥獣被害防止に関する情報提供、助言、協力及び指導
焼津市猟友会	鳥獣被害関連情報の提供及び被害防止目的の捕獲の実施
東益津地区自治会	被害状況等の情報提供と対策の協力
静岡県鳥獣保護管理員	鳥獣被害関連情報提供及び助言
その他	有識者としての助言

（2）関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
静岡県志太榛原農林事務所	鳥獣被害関連の情報提供や被害防止技術に関する情報提供、助言、協力及び指導を行う。

（3）鳥獣被害対策実施隊に関する事項

令和４年度に、焼津市鳥獣被害対策実施隊を設置。隊員は、焼津市猟友会員、鳥獣被害が顕著な地域ごとの代表者１～２名及び焼津市職員。隊員数は全員で 40 名以内。

活動内容は、有害鳥獣被害パトロール、生息状況調査、鳥獣被害対策の普及に関すること。

（4）その他被害防止施策の実施体制に関する事項

○近隣市町等との連携強化

・「志太榛原地域鳥獣害対策連絡会」への参加等により、近隣での鳥獣被害情報の収集及び被害対策方法の検討を行う。

10．その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

技術の習得や情報、情勢を把握するために、「志太榛原地域鳥獣害対策連絡会」などの関係機関とともに情報交換を行う。

被害防止対策の実施に当たっては、県と連携で実施した「鳥獣被害実態把握調査」の結果を検討し、対策を実施する地区、対象鳥獣を選定したうえで実施する。具体的な対策の実施に当たっては、鳥獣被害対策総合アドバイザーや鳥獣保護管理員、狩猟免許保持者など専門的立場からの指導、助言を受け、適切な被害防止策を講じる。また、生産者や地域住民一人ひとりが鳥獣被害対策に取り組む体制づくりのために、対策方法の情報発信等を行う。その他、被害対策は安全を最優先とし、電気柵の設置は、警告看板などの安全対策を十分行うとともに適正な電圧での使用を指導、啓発し、捕獲の実施に当たっては、わな設置標識やハイカーへの注意標識を設け、事故防止に努

める。